

発議第 3 号

庄原市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

地方自治法第 109 条第 6 項及び庄原市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり条例案を提出する。

令和 7 年 3 月 10 日

庄原市議会議長 様

提出者 議会運営委員会  
委員長 堀井 秀昭

(提案理由)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されることに対し、所要の改正を行おうとするものである。

## 庄原市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

庄原市議会個人情報保護条例（令和 5 年庄原市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第 10 項中「以下」を「第 12 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項中「及び第 29 条」を削り、同項表中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

第 17 条第 1 項中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 18 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」を削る。

第 27 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 38 条第 1 項中「この章において」を削る。

### 附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。



改 正 案			現 行		
		号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき			号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条 第1項 第2号	略	略	第38条 第1項 第2号	略	略
第13条～第16条 略			第13条～第16条 略		
<p>（個人情報ファイル簿の作成及び公表）</p> <p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>（1）～（10） 略</p> <p>2 略</p> <p>（1） 略</p> <p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>イ～キ 略</p> <p>（2）～（3） 略</p> <p>3 略</p> <p>（開示請求権）</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>                    </u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下<u>                    </u>「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p>			<p>（個人情報ファイル簿の作成及び公表）</p> <p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿（以下<u>                    </u>「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>（1）～（10） 略</p> <p>2 略</p> <p>（1） 略</p> <p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生<u>                    </u>に関する事項<u>その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>イ～キ 略</p> <p>（2）～（3） 略</p> <p>3 略</p> <p>（開示請求権）</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する</u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下<u>この章において</u>「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p>		
第19条～第26条 略			第19条～第26条 略		
<p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第27条 略</p> <p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下<u>                    </u>「開示決定」という。）</p>			<p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第27条 略</p> <p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下<u>この章において</u>「開示決定」という。）</p>		

改 正 案	現 行
<p>に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>第28条～第37条 略</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第39条以下 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>第28条～第37条 略</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第39条以下 略</p>